平成２５年（フ）第１３３号
福岡県小郡市小郡1683番地１　ホームセンター貸家、前住所福岡県小郡市小郡1166番地２
債務者　田中　吟子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１３８号
福岡県久留米市篠原町１番地２　フレックス久留米駅前103号、前住所福岡県久留米市大善寺町宮本1386番地　神苑住宅17号
債務者　森　留美子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４３０号
北九州市門司区永黒２丁目８番18号
債務者　久保田裕美
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４３８号
北九州市戸畑区沖台１丁目９番２号
債務者　川崎　良子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３７号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1639番地２
債務者　髙栁小夜子
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
佐賀県小城市三日月町堀江231番地１　サンパークＢ204号
債務者　長塚　和之
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
宮崎市月見ケ丘２丁目36番５号　ムーンアフロヒルⅠ―401号
債務者　前田　勝彦
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７３号
宮崎市月見ケ丘２丁目36番５号　ムーンアフロヒルⅠ―401号
債務者　前田　朗子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７号
宮崎県日南市北郷町北河内3342番地２、前住所宮崎県日南市大字東弁分甲856番地５
債務者　河野　裕二
１　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40アルファー館203号
債務者　中元　理恵
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市小川町２番１―503号
債務者　宮路美保子
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目38番２号
債務者　濵田　若菜
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目26番５号　レスポワールユイット201号
債務者　西　　明人
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８０号
茨城県守谷市みずき野７丁目９番地８
債務者　吾妻　晶子
１　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
長野市川中島町四ツ屋758番地４
債務者　土屋さゆり
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
長野県松本市筑摩１丁目13番25号　コーポたつみ
債務者　百瀬恵美子
１　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４３号
岐阜県美濃加茂市川合町４丁目１番13号　タウニイサンエイ103号、前住所岐阜県美濃加茂市山之上町1050番地１
債務者　古田　智生
１　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部